

■国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021が行われました（令和3年10月20日～22日）

法務省は、令和3年10月20日（水）から同月22日（金）までの間、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットと共催で、国際知財司法シンポジウム（Judicial Symposium on Intellectual Property：JSIP）2021を開催しました。

本シンポジウムは、知的財産関係の紛争解決に関する各国の法制度や課題に対する理解・共通認識の醸成を通じ、ASEAN地域を含むアジア圏全体の知的財産関係紛争処理能力の向上を図るとともに、知的財産に携わる実務家や海外進出を行う企業等に最新の情報を提供することを目的とし、平成29年から最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットと共同で実施しているものです。

当部からは、須田大副部長、曾我学教官、西尾信員教官（当時）、黒木宏太教官、矢尾板隼教官及び山田寛子主任国際専門官が参加しました。

令和3年10月21日（木）に実施された法務省パートでは、「商標権侵害に関する民事訴訟」をテーマとした民事訴訟パート、「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」をテーマとした行政取締パートにおいて、パネルディスカッションを行いました。

「商標権侵害に関する民事訴訟」をテーマとした民事訴訟パートでは、日本の会場において、モデレーターの矢部耕三弁護士、コメンテーターの板井典子弁護士、辻淳子弁護士及び岩井久美子弁護士、キーノートスピーカーの國分隆文裁判官が登壇し、オンラインにて、東南アジア各国の裁判官等である10名のパネリストが登壇し、商標権侵害に関する民事訴訟手続につき各国の特徴的な制度を中心に議論しました。

「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」をテーマとした行政取締パートでは、日本の会場において、モデレーターの黒木宏太教官、コメンテーターの黒瀬雅志弁護士が登壇し、オンラインにて登壇した日本及び東南アジア各国の行政取締担当者である9名のパネリストのプレゼンテーションを元に、権利者が市場で模倣品を発見した際に各国でどのような行政的な対応がされるかについて議論しました。

いずれのパートにおいても、充実した議論が行われました。

本シンポジウムの詳細内容は、令和4年3月に発行されるICD NEWS 90号にも掲載予定ですので、是非ご覧いただければ幸いです。



民事訴訟パートの登壇者の様子



行政取締パートの登壇者の様子



行政取締パートにおける日本の登壇者（特許庁）の様子



登壇者（黒瀬弁理士は右から4番目）及び法務省 JSIP 担当者